

## 【参考資料】

## 防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果について

平成20年5月22日  
 国土交通省  
 住宅局建築指導課

防耐火関連の構造方法等に関し、平成20年1月25日に第2報を公表した自主調査の結果及びサンプル調査の途中結果を報告いたします。

## 1. 自主報告による実態調査の結果（第3報）

## 1-1. 調査概要

## (1) 調査対象

・すでに大臣認定を取得している防耐火関連のすべての構造方法及び建築材料  
 【防耐火構造（約6,300件）、防火材料（約5,300件）その他防火設備等を含め 計13,965件】

## (2) 調査日程

- ・平成19年11月19日～12月21日
- ・未回答の企業を対象に督促を実施。

## (3) 調査項目

- ・本調査においては、これまでに認定を受けた全ての者を対象に調査票を送付し、過去に受験した性能評価試験の記録の調査や同社担当者への聴取等を含めた調査を依頼した。調査票における質問内容は以下のとおり。
  - ① 不正な試験体による性能評価試験の受験の有無
  - ② 性能評価書の改ざんの有無
  - ③ 大臣認定を受けた仕様とは異なる仕様の構造方法等の販売等を行ったことの有無

## 1-2. 実態調査の結果（平成20年5月22日現在）

## (1) 認定取得企業数

	今回報告(5月22日)	前回報告(1月24日)
調査依頼郵送企業数 . . . (A)	1,788 社	1,788 社
報告困難と考えられる企業数 . . . (B)	130 社	121 社
報告企業数 . . . (C)	1,658 社	1,543 社
未報告企業数	0 社	124 社
回答率 $\frac{(C)}{(A)-(B)}$	100 %	92.6 %

## (2) 認定件数

- ・書面による実態調査及び調査結果を受けたヒアリングの結果、以下のような事例が判明した（平成20年5月22日時点）。各事例について、今後の対応方針

も含めた一覧表は以下のとおり。

	今回報告 (5月22日)	前回報告 (1月24日)
調査対象件数（全大臣認定数）・・・(A)	13,965 件	13,965 件
報告困難と考えられる企業の認定件数・・・(B)	424 件	391 件
有効回答数・・・(C)	13,541 件	13,356 件
大臣認定の取得又は大臣認定の認定書の使用について不正が行われていない旨の報告があったもの	13,411 件	13,258 件
疑義のある旨の報告があったもの	130件(50社)	98件(45社)
(1) 認定申請仕様と異なる試験体によって性能評価試験を受験したことが確かめられたもの	12件(5社)	12件(5社)
① 当該認定を取り消したもの（※使用実績がない）	11件(5社)	8件(4社)
② 当初の大臣認定を取り消し、今後販売等を行う仕様で性能確認の試験を受験する準備をしているもの	0件	3件(1社)
③ 認定仕様の試験体で性能が確認されたもの	1件(1社)	1件(1社)
(2) 性能評価書の改ざんが確かめられた旨の報告があったもの	0件	0件
(3) 大臣認定の仕様とは異なる仕様の構造方法等の販売等を行った旨の報告があったもの	118件(46社)	81件(38社)
① 販売等を行った仕様の試験体で性能が確認されたもの	56件(27社)	11件(6社)
② 販売等を行った仕様の試験体で性能確認の試験を受験する準備をしているもの	35件(13社)	61件(29社)
③ 改修を指示したもの	17件(9社)	6件(4社)
④ 当該認定を取り消すもの（※使用実績がない）	1件(1社)	2件(2社)
⑤ 認定書の内容に誤りが含まれていたもの	9件(2社)	1件(1社)
(4) 今後ヒアリングを実施予定のもの	0件	5件(3社)
回答率 $\frac{(C)}{(A)-(B)}$	100 %	98.4 %

・新たに改修を指示した事例については別紙参照。

### 1-3. 国土交通省の対応

#### (1) 企業への対応

- ・性能確認のための試験及び大臣認定が必要な事案については、実際に販売等を行った仕様での試験の実施を指示。
- ・使用実績がある構造方法・建築材料の場合は、当該構造方法・建築材料が使用されている建築物を特定する旨を指示。
- ・建築基準法に適合しないことが明らかになったものについては、改修等の必要な対策を講じることを指示。
- ・今回の事案について原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報

告するよう指示。

- ・相談窓口を設置し、適切に対応するよう指示。

## 2. サンプル調査の結果（第1報）

### 2-1. 概要

- ・大臣認定を受けている防耐火関連の構造方法及び建築材料について、市場から調達した材料で試験体を作成し、(独)建築研究所等において性能を確認するための試験（サンプル試験）を実施しているところ。

#### (1) 調査対象

防耐火関連の大臣認定 約 160件

（防耐火構造 約 60件、防火材料 約 100件 等）

#### (2) 調査方法

- ・市場から調達した材料で認定仕様の試験体を作成し、試験を実施。
- ・性能が確認されれば、終了。
- ・性能が確認できなかったものは、当該認定を取得した企業にヒアリングを行い、原因が明らかとならない場合、再試験を行って性能の有無を確認する。

### 2-2. 調査結果（5月22日現在）

- ・26件については必要な性能が確認された。
- ・次のものが、必要な性能を有しないことが確認された。

37棟に修正

申請者	構造方法の名称	種別	認定番号	認定日	実績
大建工業(株)	グラスウール充てん／アクリルウレタン系樹脂塗装火山性ガラス質複合板表張／木製軸組造外壁	防火構造(30分)の外壁(耐力壁)	PC030BE-0432	H15.12.3	<del>4</del> 棟(住宅)

### 2-3. 国土交通省の対応

#### (1) 大建工業(株)への対応

- ・原因究明を行い、再発防止策を検討し国土交通省に報告するよう指示。
- ・当該認定を使用している建築物の特定及び当該建築物について法適合性の確認を行い、不適合のものについて改修等の必要な対策を講じることを指示。
- ・当該企業が保有する他の大臣認定について、あらためて法適合性の確認を行うよう指示。
- ・相談窓口を設置し、適切に対応するよう指示。

## 3. 消費者への相談窓口の設置

- ・(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに次の消費者への相談窓口を設置して、相談に対応する。

【(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの窓口】

電話番号：03-3556-5147

相談時間：午前10時～12時、午後1時～5時（土日除く。）

4. 今後の対策の検討

- ・社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会に、防耐火認定小委員会（仮称）を設け、再発防止策等の検討を行う。